

競技者規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下、「JOC」という）、および国際体操連盟（以下、「FIG」という）が制定した憲章に準拠し、体操の健全な普及・発展を図る目的をもって、公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）へ登録した選手（以下、競技者という）の資格を規制することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう競技者とは、体操競技、新体操、トランポリンおよびアクロ体操の男女の本会登録選手を指す。

2 エアロビック、パルクールの男女の登録選手は、本規程でいう競技者から除外し、当該加盟団体が定める関連諸規程に従って活動するものとする。

3 役員、審判員、体操愛好者（一般体操を含む）等、競技者以外については役員等規定に定める。

(競技精神)

第3条 スポーツとしての体操を愛好し、ルールを守り、スポーツにおける公正の精神とマナーを尊び、体操の向上と発展に自ら貢献しようとする意志を持つものとする。

2 競技者が競技会等に参加するに当たっては、競技会主催者が規定する参加規約に従うものとする。

(競技者のカテゴリー)

第4条 本規定の競技者は、次の各号のとおりとする。

- (1) ナショナル競技者
- (2) 一般競技者
- (3) JOC契約競技者

(ナショナル競技者)

第5条 ナショナル競技者とは、当該年度のナショナル強化指定選手（ナショナル選手）、および日本代表決定競技会を実施する当該年度内に行われる国際大会日本代表選手（以下、日本代表選手という）を指す。

2 日本代表選手は、代表となった当該年度終了をもって、その競技者のカテゴリーから外れるものとする。

(一般競技者)

第6条 一般競技者とは、ナショナル競技者以外の当該年度の本会登録選手を指す。

(JOC契約競技者)

第7条 ナショナル競技者および一般競技者のうち、JOCマーケティングプログラムに基づいて契約した選手を指す。

(競技者の肖像等)

第8条 競技者の肖像権は何人も侵すことのできない固有の権利であることを原則とする。

2 本会は、本会の目的の範囲内であれば、競技者の肖像等（画像、動画、イラスト、名前、通称、手形、足形等）を無償にて使用することができる。

3 本会は、肖像等を利用して商品化する場合、競技者の承諾を得るものとする。

4 競技者の肖像権を侵すものに対しては、必要に応じて本会と競技者が連名で抗議するものとする。

5 ナショナル競技者の肖像は、その活動範囲内において本会が管理する。

(競技者における商行為の実施)

第9条 競技者は、所属団体の承認のもとに自らの責任において、次の各号の商行為をすることができる。

(1) 試合着以外に、F I Gおよび本会が許可した企業の商標・商標名、所属団体名、都道府県名以外の広告を付して競技すること

(2) 体操の普及、発展を目的とした体操教室、講習会の開催、あるいはそれに協力すること

(3) 映画、演劇、テレビ・ラジオ放送、雑誌・新聞などの座談会、その他これに準ずるイベント等に出演すること

2 上記商行為をするにあたっては、第11条の禁止されている商行為、ならびに別に定める倫理規程の違反行為に触れることなく、競技者自身の名誉を傷つけたり、体操の健全な普及・発展を妨げることは厳に慎まなければならない。

(商行為の実施における届出)

第10条 ナショナル競技者は、第9条に示す商行為をするにあたって、事前に本会に届け出て、承認を得なければならない。

2 一般競技者は、第9条に示す商行為をするにあたって、所属団体の承認があれば、本会に届け出なくてもよい。ただし、商行為の内容に疑義がある場合、事前に本会に届け出て、助言を得る。

3 J O C契約選手は、契約締結期間中、第9条に示す商行為をするにあたって、事前にJ O Cおよび本会に届け出て、承認を得なければならない。

(競技者において禁止される商行為)

第11条 本会の主催する競技会において、本会の承諾なしに商行為をしてはならない。

2 ナショナル競技者は、受傷する危険性の高いテレビ番組やイベント等に出演してはならない。

(賞金などの受け取り)

第12条 競技者は、別に定める細則に従って賞金、報奨金、謝金等収入を得ることができる。

2 J O C契約選手は、J O Cにおけるマーケティングプログラムにおいて発生した出演料については、別に定める細則に従って、謝金として受け取ることができる。

附則

この規程は、公益財団法人日本体操協会の設立の登記の日から施行する。

平成 24 年 12 月 9 日 制定

平成 31 年 3 月 9 日 改定

平成 31 年 3 月 9 日 施行